

新型インフルエンザ等対策に関する  
業務計画および事業継続計画

平成26年12月

武州瓦斯株式会社

## 目次

### 第1章 総則

1-1. 業務計画の目的・基本方針

1-2. 業務計画の運用

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-2. 情報収集および共有体制、関係機関との連携

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1. 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

3-2. 感染対策の検討・実施

### 第4章 事業継続計画

4-1. 基本方針

4-2. 継続業務の特定と継続方法

### 第5章 その他

5-1. 教育・訓練

5-2. 計画の見直し

## 第1章 総則

### 1-1. 業務計画の目的、基本方針

(1) この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

### 1-2. 業務計画の運用

(1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 2-1. 新型インフルエンザ等対策の事業運営体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定めるとおりとする。

〈発生段階〉

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で負える状態）</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で負える状態）</li> <li>・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で負えなくなった状態）</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態</p>

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザの発生状況	体制の区分
(未発生期・海外発生期)	(平常時)
国内発生期	第一次非常体制
国内感染期	第二次非常体制

(3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の

条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。

- (4) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制[別表第1]を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。
- (5) 非常体制への移行は、総務グループ・人事グループが政府対策本部・都道府県の決定判断ならびに新型インフルエンザの発生状況について情報収集を行い、非常体制への移行が必要と判断した場合は社長に具申し、社長は災害対策本部の設置を決定する。ただし社長不在の場合には規定の代行順位[別表第2]に基づき代行する。
- (6) 社長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

## 2 - 2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、総務グループ・人事グループ等は、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 各は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 3 - 1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

#### 3 - 1 - 1 第一次非常体制における対応

- (1) 各隊は新型インフルエンザの感染状況に応じて、2 - 1に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各隊は、災害対策本部の指示により(1)の事業運営体制に協力する

#### 3 - 1 - 2 第二次非常体制における対応

- (1) 各隊は新型インフルエンザの感染状況に応じて、2 - 1に定める事業運営体制を維持・強化

する。

(2) 各隊は、災害対策本部の指示により(1)の事業運営体制に協力する

### 3-2 感染対策の検討・実施

#### 3-2-1 平常時における対応

(1) 従業員への感染防止の視点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

#### 3-2-2 第一次非常体制における対応

(1) 災害対策本部を設置し速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザの基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
- ② 総務隊に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
- ④ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること
- ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
- ⑥ 新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

#### 3-2-3 第二次非常体制における対応

(1) 災害対策本部を設置し、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各隊に指示する。
- ④ 災害対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の

着用を義務化する。

⑤災害対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。

⑥国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。

⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等及びその家族に対して必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

## 第4章 事業継続計画

### 4 - 1. 基本方針

#### (1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者、の生命保護を事業継続に優先する。

#### (2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面对する業務は最小限度に留める。

#### (3) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、社長が事業継続計画を発動する。

### 4 - 2. 継続業務の特定と継続方法

#### (1) 重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針

平常時の業務を 表-4-1 のとおり2つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表-4-1 業務の分類

区分	名称	内容
A	重要業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	縮小業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

## (2) 具体的な業務の区分

表-4-2のとおり業務を区分する。

表-4-2 業務の区分

部門	業務	区分	備考
製造供給部	原料（LPG、LNG）の受入に関する業務	A	ローリー受け入れも含む
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭、圧送含む
	原料調達業務	A	海外部門含む
	製造関連施設の維持管理業務	A	基地及び設備の保守点検、巡回、応急手当等
保安部 導管工事部	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ、供給所、ホルダー含む。 「主要」の定義は各ガス事者にて決定
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
保安部	ガス漏れ、供給支障対応	A	(※1)
総務企画部	製造・供給・顧客管理等、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	導管図面システム含む
社長室 総務企画部 経理部	感染拡大に係る業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応
	上記以外	B	



	福利厚生、中長期要員計画等		
保安部	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
お客さま	開閉栓	B	新設開栓含む(※2)
マスター	検針	B	
ビス部	面对しての料金收受	B	銀行振り込み等は継続
営業部	電話受付	A	
経理部	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
環境エ			
ネルギー	ガス機器販売、修理	B	(※2)
一部	新規営業	B	
特需開			
発部			
経理部	製造・供給継続に必要な資材類(導管材料含む)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

(※1) お客さまとの面对業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、面对を抑制する。但し(※2)の考え方は適用する。

○マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する(原則、灯内内管の修理は行わない)。

○機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(※2) お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要な施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

### (3) 業務継続における人員計画

[別表第4]で定める「供給維持業務と供給維持要員数」に基づく。

### (4) その他

特定接種はこの計画に定める継続業務に従事するものを対象に実施する。

## 第5章 その他

### 5 - 1. 教育・訓練

#### (1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

#### (2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

#### (3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

#### (4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

### 5 - 2. 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

第3次非常体制の組織と役割(地震以外の災害等)

[別表第1]

名称	担当	主な役割(各班の役割は、規程第11条、第21条に準ずる)	備考
1. 災害対策本部 本部長(社長)	(本部長) 会長、保安部長、専管工事部長、製造供給部長(坂戸)、特需営業部長、環境エネルギー部長、社長室長、総務企画部長、営業部長、お客さまサービス部長、所沢営業所長(所沢)、経理部長、監査室長、常勤監査役 本部スタッフ 保安推進GM 保安企画GM	①被害状況や緊急措置の実施状況、収集情報等を把握し、体制及び対策を決定、指示、実施する。 ②供給停止の判断 ③応援要請の要否の判断及び要請 ④災害対策の計画策定及び実施 ⑤その他災害対策に関する重要事項 ①災害対策本部の設置 ②被害状況や緊急措置の実施状況等について各班より情報を収集し本部へ報告 ③本部の決定、指示、連絡事項を各班へ連絡 ④日本ガス協会、関係官庁等への報告および連絡(広報班と連携) ⑤テレビ、ラジオ等からの災害情報の収集(広報班と連携) ⑥各班からの情報の集計、記録の作成、図面への落としこみ ⑦供給停止、応援要請要否等の判断資料の提供 ⑧災害対策の立案※ ※応援を要請することになった場合はJGAスタッフと連携。	<第3次非常体制>:被害又は被害予想が大きい場合  *1. 地震時の自動出動基準、想定される災害や事故の例は以下のとおり。 ◆ガス漏えい及び導管事故等処理要領「表5特別出動体制モデル(参考例)」より ・高圧本管の破壊、着火 ・供給支線301件以上など (震度6弱以上の地震においては別表1-5参照)  *2. 武州ガス社員+グループ会社+工事協力会社の体制。  *3. 被害の状況により日本ガス協会に応援を要請する。

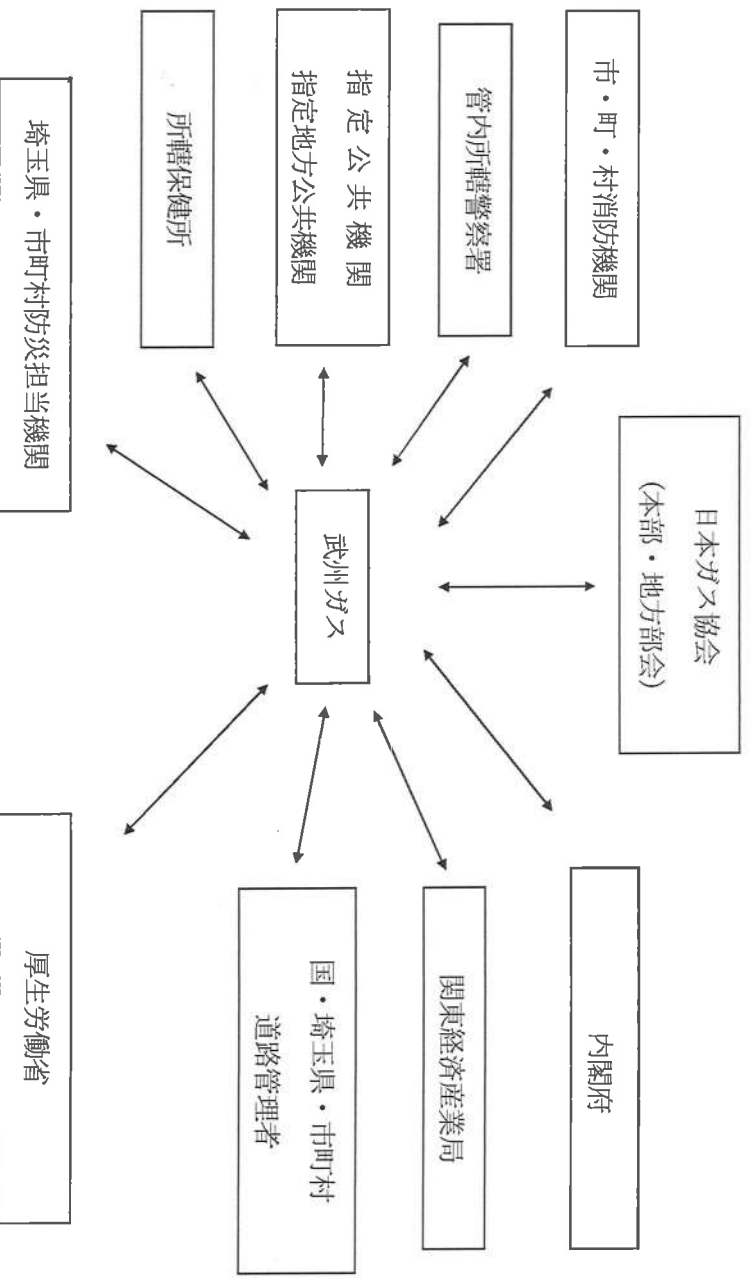
※担当班に複数のGMがいる場合 ◎・下・○・副 責任者とする。

名称	担当	主な役割(各班の役割は、規程第11条、第21条に準ずる)	備考
2. 総務隊 総務企画部長	総務班 総務GM	①災害対策本部の設置 ②本社社屋等の被害確認と応急措置(電話、FAX等) ③全社社屋の被害確認 ④道路網等の交通アクセス状況※ ⑤食料、駐車場、前道基地(通信、OA機器含む)、資機材置場、医薬品、車両燃料等の確保※ ⑥宿泊所の手配※ ※応援を要請することになった場合は、JGAスタッフと連携をとり、先遣隊および救援隊の受入を含めた内容で対応。	
3. 広報隊 総務企画部長	広報班 企画GM  情報システム班 システム開発GM	①報道機関、行政への広報対応※ ②災害情報の収集と社内への情報提供 ③日本ガス協会、関係官庁等への報告および連絡(本部スタッフと連携) ④気象・地震等の情報収集および連絡(本部スタッフと連携) ⑤災害記録の撮影と保管※ ※応援を要請することになった場合、停止戸数、復旧見込み日数等の数値についてJGAスタッフと連携して発表等を行う。また、災害記録については、JGA技術調査班と連携(資料提供等)を行う。 ①コンピュータ関連設備、サーバ、マシンの稼働状況の確認と応急措置 ②図面情報、必要な情報の提供支援 ③必要人数を除いて総務班等の応援(通信、OA機器の確保等)	グループ会社出動。 (ピージーシステム)
4. 人事隊 社長室長	人事班 人事GM	①各班の動員状況の確認 ②災害対策本部組織における各班の統括箇所として組織を運営(本部スタッフと連携) ③各班の家族の状況確認	
5. 経理隊 経理部長	秘書班 秘書GM 経理GM 原料購買GM  調定班 料金GM	①社員特命事項 ①原料(増熱LPG、家庭用LPG)の調達 ②卸事業者への対応 ③資機材の調達および輸送(資材置場については総務班と連携) ④資金計画、会計処理※ ※応援を要請した場合は、JGAスタッフと連携して処理を行う。 ①料金関係システムの異常有無確認(情報システム班と連携) ②嘱託検計員の状況確認 ③検計・調停業務継続可否検計(供給停止状況、システム被害状況、検計員安否状況等)	
6. 営業隊 営業部長	営業班(川越) ◎集合住宅GM ○ハウジングGM 営業推進GM メンテナンスGM	①需要家の被害対応及び広報 ②必要人数を除いて受付班等の応援 ③協力会社(閉鎖対応)の要員把握及び作業分担計画の作成 ④営業班(所沢)と連携(基本的には川越で所沢を統括)	グループ会社及び協力会社出動。 (ピージーサービス、ピージーエンジニアリング、サービス店)
7. 受付隊 お客さまサービス部長	簡易ガス班 サービスGM  受付班(川越) 巡回営業GM	①簡易ガス関連設備の被害状況確認と応急措置(武州産業と連携) ②簡易ガス需要家の被害状況の確認(武州産業と連携) ③簡易ガス需要家に対する広報(武州産業と連携) ①需要家通報の受付 ②受付班(所沢)と連携(基本的には川越で所沢を統括)	
8. 所沢営業所隊 所沢営業所長	営業班(所沢) 営業推進GM  受付班(所沢) ハウジングGM	①社屋等の被害確認と応急措置(電話、FAX等) ②需要家の被害対応及び広報 ③災害対策本部、営業班(川越)との連携 ①需要家通報の受付 ②受付班(川越)と連携	
9. 特需隊 特需営業部長	特需班 ◎特需開発GM ○工業開発GM  供内管班 ◎営業設備施工GM ○営業設備GM	①大穴需要家および工業用需要家の対応 ②病院、避難所の被害状況のとりまとめと臨時供給対応(供内管班と連携) ①漏えい対応(供給維持班と連携) ②必要人数を除いて本支管班の応援 ③協力会社(供内管補修対応)の要員把握及び作業分担計画の作成 ④臨時供給対応(特需班と連携)	グループ会社及び協力会社出動。 (ピージーサービス、ピージーエンジニアリング、工事会社)
10. 専管工事隊 専管工事部長	本支管班 ◎導管施工GM ○導管設計GM 導管舗装GM	①供給設備の巡回点検調査および被害状況取りまとめ(動員時の被害状況報告含む) ②緊急措置 ③漏えい対応(供給維持班と連携) ④ブロック分割作業(供給操作班と連携) ⑤エアバース作業(供給操作班と連携) ⑥協力会社(本支管補修対応)の要員把握及び作業分担計画の作成	グループ会社及び協力会社出動。 (ピージーエンジニアリング、工事会社)
11. 保安隊 保安部長	供給操作班 供給維持班  設備保安GM 保安維持GM	①責任者操作、バルブ操作(本支管班と連携) ①供給状況確認(ガスメーター貯蔵量の推移、主要監視部の圧力変動)(製造班の遠隔監視をサポート) ②供給維持地区の保安確保 ③漏えい対応(本支管班、供内管班と連携)	
12. 製造隊 製造供給部長	製造班 製造供給GM	①地震計情報収集 ②供給状況確認(ガスメーター貯蔵量の推移、主要監視部の圧力変動)(供給維持班と連携) ③製造設備の巡回点検調査 ④パイプライン(東京ガス、国際石油開発帝石)の被害状況の確認 ⑤緊急措置 ⑥エコステーション坂戸・川越の点検(環境エネルギー班と連携)	
13. 環境エネルギー隊 環境エネルギー部長	環境エネルギー班 ◎環境エネルギーGM ○エネルギーサービスGM	①エコステーション川越の点検(製造班と連携) ②エコステーション利用客対応(広報)(製造班と連携) ③太陽光等設置した需要家の対応(被害情報収集、メーカー手配等)	

## 本部長の代行者

代行順位	本部長代行者	
第一位	取締役保安部長	保安隊長
第二位	取締役特需営業部長	特需隊長
第三位	取締役営業部長	営業隊長
第四位	取締役監査室長	(本部員)
第五位	導管工事部長	導管工事隊長
第六位	製造供給部長	製造隊長
第七位	環境エネルギー部長	環境エネルギー隊長
第八位	お客さまサービス部長	受付隊長
第九位	総務企画部長	総務隊長 広報隊長
第十位	社長室長	人事隊長
第十一位	経理部長	経理隊長

防災関係機関との情報連絡経路



## (1)製造所

供給維持業務	要員数	見直 交代・補助等 を含めた必要要員数
管理者		
製造・送出 供給計画、維持管理、ガス製造、圧力管理	6	12
計	6	12

## (2)本社業務 供給維持管理業務

供給維持業務	要員数	交代・補助等を含めた必 要要員数
管理者	1	2
スタッフ要員 管理者を補佐し、維持業務の連絡調整	2	4
保安維持 緊急保安、他工事管理	10	20
保安技術 ガバナ対応、遠隔監視、マイコンメータ 道路設備異常対応、城点検	4	8
計	17	34

## (3)本社業務 対策本部・総務・経理・資材

供給維持業務	要員数	交代・補助等を含めた必 要要員数
管理者	1	2
スタッフ要員 対策本部支援、感染予防等	4	8
受付者 川越本社 3 顧客対応 2	5	10
システム管理 顧客管理等	1	2
労務管理	1	2
経理処理	1	2
広報	1	2
資材 製造・供給継続に必要な資材類(導管材料含 む)の調達	1	2
計	15	30

## (4)本社業務 委託作業

供給維持業務	要員数	交代・補助等を含めた必 要要員数
圧力測定場所チャート交換(1回/週)	1	2
幹線パトロール【昭和工業、東上通運】	1	2
他工事管理(立会、巡回)【BGE】	0	0
緊急漏洩修理(内管)【昭和工業待機班】	2	4
緊急漏洩修理(本支管)【本支管工事会社】	6	12
計	10	20

合計	48	96
----	----	----